

# 愛媛自転車 マナーブック



愛媛県消防防災安全課

## 愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例

近年、自転車は、生活の移動手段として通勤・通学や買い物などで利用されるほか、趣味や健康維持から本格的なスポーツ競技まで幅広く裾野を広げています。

県としては、県民の自転車の安全な利用に関する意識を向上させ、自転車を快適に利用できる環境整備をするとともに、自転車に関与する事故を防止し、自転車の安全な利用の促進を図ります。

- ◎ **自転車は車道が原則、歩道は例外**
- ◎ **車道は左側を通行**
- ◎ **歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行**
- ◎ **安全ルールを守る**  
(飲酒運転の禁止、二人乗り、並走の禁止、夜間はライトの点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ◎ **ヘルメットを着用**
- ◎ **自転車損害保険等への加入** など

## 自転車に 乗る前に確認!

自転車点検の合言葉  
「ぶたはしゃべる」

**ぶ** = ブレーキ ①

**た** = タイヤの空気圧 ②

**は** = 反射板 ③

**しゃ** = 車体 ④  
(ハンドル、サドル、ペダル)

**べる** = ベル ⑤

